

市の考え方の基準について

A：第2期計画に位置付ける事業 (5年以内に完了，もしくは事業実施が見込まれる事業等)

- ① 事業主体が明確かつ事業内容が具体化され，かつ，方向性も合っており，事業効果が見込まれるもの
- ② 既の実施しており，現計画にも位置付けている事業であるが，事業効果をさらに高めるため，事業内容の見直しが図りたいもの
- ③ 事業自体は位置付けるものの，事業内容が具体性に欠ける，もしくは，方向性に相違があるため，事業内容を見直し熟度を高める必要があるもの

B：他の事業提案と集約し位置付ける事業 (一事業もしくは検討事業として位置付ける事業)

計画されている事業や既の実施されている事業に関連のあるもの，関連する事業を集約することで，事業内容の具体性が増し，より効果的な内容となることが見込まれるもの

C：第2期計画への初期段階での位置付けは見送ると判断したものの，今後，事業内容等の見直しを図り，熟度が高まれば，変更認定時に追加する可能性がある事業

事業概要，事業主体，事業費について，具体性に欠ける，課題が多いなど，提案の熟度を高める必要があるもの

D：第2期計画には位置付けない事業

- ① 事業実施に当たっては，課題が多く，5年以内に事業着手が困難なもの
- ② 区域外の提案であるもの，もしくは，中心市街地活性化基本計画と方向性が異なるもの
- ③ 事業内容が全市的であるため，中心市街地活性化基本計画とは別ステージで検討すべきもの